

山形県中小企業まるっとサポート事業費補助金（事業継続力強化支援事業）補助対象経費【早見表】

主な対象経費例【○】	主な対象外経費例【×】
○機械装置費 事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費 （例）排水ポンプ、非常用発電機、蓄電池、制震・免振装置、止水板、非常用照明器具 等 ※目的外使用となり得るもの（パソコンやタブレットPC、スマートフォン、車両運搬具等）、飲食料品、消耗品等の購入は補助対象外 ○システム等導入費 事業の遂行に必要なシステム等の導入に要する経費 （例）UTM、無停電電源装置、業務システムのクラウド化 等 ※年払、月払の利用料については、契約期間が補助事業実施期間を超える場合は、按分等の方法（日割計算等）により算出された補助事業実施期間分の経費が補助対象となります。 本事業で導入する設備・システム等の設置・設定に要する経費も対象となりますが、必要不可欠で軽微なものに限ります（設置場所の整備工事や基礎工事は含みません）。 <u>防災設備等の導入に当たっては「従業員と会社を守り、事業を継続するための 「いざ」と言う時のために備えておきたい設備類」も参照してください。</u>	○本事業の目的と合致しないもの ・補助金交付申請額が10万円未満のもの ・申請する設備等の整備計画が含まれる事業継続力強化計画又はBCPを策定していないもの（UTMの導入を申請しているにもかかわらず、サイバーセキュリティに関するBCPが策定されていない場合等） ・事業遂行に直接関係のないもの ・事業継続力強化計画又はBCP（併せて提出する「【様式4】事業継続力強化のための取組計画表」）に記載されていないもの ○汎用性があり、目的外使用になりうるもの ・名刺や文房具、その他事務用品、ウェットティッシュ等の消耗品、什器類 ・パソコン、タブレット端末、スマートフォン、コピー機、複合機、Word、Excel等のオフィスソフト ・自動車など車両運搬具、建設機械等の重機 ・備蓄用の飲食料品や毛布等 ○その他 ・補助事業期間内に発注・契約、納品・完了・検収、支払等、事業上必要な手続きが全て完了していないもの ・補助事業期間内に支払が完了していないもの（分割払、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助事業期間内に完了していることが必要。） ・見積書、契約書、請求書、納品書など必要な経理書類を用意できないもの ・使途、単価、数量、規模、調達先等の確認が不可能なもの ・山形県外の事業所に係る経費 ・商品券・金券・切手・レターパックの購入、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）での支払、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済、現金での支払い、代

	金引換による支払い ・ 自社製品 ・ 火災報知器、消火器、誘導灯等、法令で設置を義務付けられている設備や器具の導入経費 ・ AED 等の医療機器の導入経費 ・ 自社製品 ・ 中古品（未使用品、新古品、リユース品を含む） ・ 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費 ・ タクシー代、レンタカー代、ガソリン代、駐車場代 ・ 保険料、保守料、延長保証料 ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金 ・ 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費 ・ 収入印紙 ・ 振込手数料、両替手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、決済手数料、クラウドファンディング手数料 ・ 現金として利用可能なポイントがクレジット会社等から付与された場合、当該ポイント還元額見合い分 ・ 各種キャンセル、休業に対する補てん ・ 建物の建築・修繕、不動産の購入、土地の造成、駐車場の改修等に係る経費 ・ 商品在庫や消耗品、既存設備の廃棄・処分費 ・ 交付申請時点で補助事業の実施場所を有していないもの ・ 事業継続力強化計画及びBCPの策定に係る費用 ・ 事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用 ・ 耐震診断に係る経費 ・ 自社で使用せず、第三者に使用させるための設備等の導入経費 ・ 消費税及び地方消費税相当分 ・ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費 ・ その他知事が不適当と認めるもの
--	---